

支給対象

【対象世帯】

「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加給付）」

または

「電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）」の対象となっている世帯

【対象児童】

基準日（令和5年12月1日）において、対象世帯と同一世帯に属している

平成17年4月2日以降に出生した児童

※以下に該当する世帯は申請が必要です。

申請が必要

- ①令和5年12月2日から令和6年4月1日までに出生した児童がいる世帯
- ②別住所で児童を扶養している世帯

電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金
(こども加算分)
対象確認用簡易フローチャート

スタート

「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加給付）」

または

「電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）」の対象となっていますか？

(※申請中の世帯、今後申請を行い対象となった世帯も含まれます)

いいえ

支給対象世帯ではありません。

はい

加算対象となる児童（以下「児童」という。）は、平成17年4月2日から令和5年12月1日までに出生した児童ですか？

いいえ

児童は、令和5年12月2日から令和6年4月1日までに出生した児童ですか？

はい

いいえ

児童は、同一世帯に属していますか？

はい

申請不要

支給決定の審査後、
順次指定口座に振込みを行います。

はい

申請必要

対象児童①に該当します。
(令和5年12月2日から令和6年4月1日までに出生した児童がいる世帯)

いいえ

児童とは別住所で生活しているが、扶養していますか？

いいえ

申請必要

対象児童②に該当します。
(別住所で児童を扶養している世帯)